

非常変災時の措置について

〔１〕児童の登校前に、豊中市に「暴風警報」「暴風特別警報」「レベル３大雨警報」「レベル４大雨危険警報」「レベル５大雨特別警報」のいずれかが発令された場合

- ① 午前７時以降午前１０時までの間において、豊中市に上記の警報のいずれかが発表中の場合は、自宅待機をさせていただきます。１０時までに解除された場合は、登校後、通常通りの授業となります。給食もあります。
- ② 午前１０時を越えても引き続き、豊中市に上記の警報のいずれかが発表中である場合は、臨時休業とします。放課後子どもクラブ（わんぱく学級）も臨時休業です。

〔２〕児童の登校後に、上記の警報のいずれかが発表された場合

状況に応じて、集団下校を行うか、学校待機となります。保護者のお迎えをお願いする場合もあります。

〔３〕地震発生の場合

- ① 児童の登校前に、豊中市に震度５弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。放課後子どもクラブ（わんぱく学級）も臨時休業です。なお、震度５弱未満であっても、一定の被害が発生した場合につきましては、「登校」か「自宅待機」かの判断は、保護者の判断でお願いします。
- ② 児童の登校後に地震が発生した場合は、児童を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたるとともに、通学路の安全や校内の被害状況等を点検した上で、下校させたり、学校に待機させたりするなど適切な措置を講じます。

〔４〕その他

- ① ご家庭におかれましては、万一保護者不在の場合には、あらかじめ児童に行き先（連絡先）を明らかにしておいてください。また、下校後の対応につきましても、ご近所や知り合いのご家庭をお願いするなどの方策を講じておいてください。
- ② 日頃からご家庭でも、非常変災時の対処の仕方につきましては、児童を交えた話し合いをしておいてください。
- ③ 保護者の判断において、児童の安全確保上の問題から、「登校」を見合わせられた場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」扱いとします。
- ④ 放課後子どもクラブの開設に関しましては、こども事業課放課後こども係から別途出されているプリントをご覧ください。